

令和7年度 東白川村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

東白川村（以下「村」という。）は、「国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり障害者就労施設等からの物品等調達方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

1 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、村の全ての機関が直接、または委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

2 調達方針の対象となる施設等

この調達方針の対象となる施設等は次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ① 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- ② 地域活動支援センター
- ③ 生活介護事業所
- ④ 就労移行支援事業所
- ⑤ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- ⑥ 小規模作業所

（2）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法の法令に基づく事業所

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ② 重度障害者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障害者の雇用者数が5人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

3 調達対象となる物品等及び目標

村が障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、村が調達可能な物品、役務であれば対象とする。）

- ・ 物品（事務用品、生活用品、食品、その他）
- ・ 役務（清掃、点字刻印、印刷、その他）
- ・ 目標額 306,000円

4 調達の実施における基本的な事項

- （1）施設等からの物品等の調達については、現地機関を含め全庁的に取り組む。
- （2）物品等の分野を限定することなく調達するよう努める。
- （3）物品等の調達に関する他の施策との調和を図る。

- (4) 予算の適正な執行に留意しつつ、施設等からの調達の推進に努めること。なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約の積極的な活用に努めるものとする。
- (5) 仕様の明確化や適正な予定価格の設定に努める。また、施設等がその特性により不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意する。
- (6) 物品等の計画的な発注を行うとともに、施設等に配慮した納期の設定に努める。
- (7) 村及び村の関係団体が実施する各種イベント等において、そのイベント等の開催趣旨などを考慮した上で、障害者就労施設等が供給可能な物品等の販売スペースの確保に努めるものとする。
- (8) 障害者就労施設等の区域については、障害者優先調達推進法第9条第2項に定める範囲とする。

5 調達方針及び実績の公表

調達方針については、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて方針の見直しを行うものとする。また、調達実績については、毎年度終了後に取りまとめるものとする。なお、調達方針及び調達実績は、村ホームページ等により公表するものとする。

6 調達方針に関する担当窓口

調達方針に関する担当窓口は、東白川村　村民福祉課福祉係（岐阜県加茂郡東白川村神土548番地とする。